

令和6年度 石川県特定最低賃金専門部会
第3回 電機部会 議事録

開催日時		令和6年10月28日 月曜日 10時53分～11時48分		
開催場所		金沢駅西合同庁舎 2階会議室		
出席委員	公益代表委員	粟田 真人	田中 英男	舟橋 秀明
	労働者代表委員	上岡 純一	徳本 喜彰	宮永 貴之
	使用者代表委員	井上 秀道	橋本 政人	
	欠席委員	使用者代表委員 岩田 誠		
	事務局	細貝労働基準部長	石間補佐	
植田労働基準監督官		春名賃金調査員		
次第	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p style="text-align: center;">石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、 情報通信機械器具製造業最低賃金の改正金額について</p> <p>3 閉会</p>			
議事内容	<ul style="list-style-type: none"> 別紙のとおり 			

令和6年度 石川地方最低賃金審議会
石川県特定最低賃金専門部会 第3回電機部会 議事録

令和6年10月28日（月）

10時53分～11時48分

金沢駅西合同庁舎 2階会議室

【舟橋部会長】 定刻にはちょっと早いのですが、参加予定の方が全員ご臨席ということでありますので、第3回電機部会を開会したいと思います。
部会の成立状況についてご報告をお願いします。

【事務局】補佐 本日は使用者代表の岩田委員から欠席のご連絡をいただいております。
現在、9名中8名のご出席で、最低賃金審議会令第6条第6項に定める定足数である全委員の3分の2以上、又は公労使各側委員の3分の1以上を充たしていますので、本日の部会は有効に成立していることをご報告申し上げます。

【舟橋部会長】 議事に入る前に、本日の議事録確認者を指名したいと思います。
公益委員側は私が行います。労働者側は徳本委員、使用者側は橋本委員をお願いします。

それでは議事に入りたいと思います。まず、初めに前回の部会での労使各側の発言内容を確認しておきます。

労働者側の発言としましては、他県における審議の状況も勘案し、5%程度の40円台後半という数字の中から、引き上げ額48円というご主張でございました。

使用者側の発言としましては、継続的な賃上げをとということで、5%の引き上げ率は難しい状態にある。健全な上げ幅というものが実現できるのか、というところで、引き上げ額44円というご提案でございました。

以上が労使各側のご意見の概要であります。金額の差はありますが、労使双方の委員の皆さんとも全会一致を目指した審議を進めていくことを基本姿勢として、ご努力いただいていると確信しております。

本日が3回目の審議となりますので、公益委員としてもできる限りの調整

をさせていただきたいと思っております。是非、本日の部会において、全会一致での結審に至ることができるご議論をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、本日も前回に引き続き金額等について、労使双方から個別にご意見をお伺いしたいと思っておりますが、その前に、この場で何かご発言がありましたら、お聞きしたいと思います。

よろしいでしょうか。

【徳本委員】

特別ないんですけれど、今部会長がおっしゃったように、基本方針にのっとってしっかりと協議させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【舟橋部会長】

ありがとうございました。

労働者側各委員からのご意見伺いますがよろしいでしょうか。

そのほかの委員の方はよろしいでしょうか。

よろしければ、使用者側委員の方のご意見をお伺いしますが、いかがですか。

よろしいですか。よろしければ、ここで部会をいったん休憩しまして、それぞれ個別にご意見をお伺いしたいと思います。

繰り返しとなりますが、本日が最終の専門部会となります。全会一致による結審の取りまとめにご協力をお願いいたします。

事務局は、控室について案内してください。

【事務局】補佐

労働者側の控室は、同じフロアの第4会議室を、使用者側の控室は、同じフロアの第3会議室をご用意しております。

【舟橋部会長】

それでは、ご移動ください。

(公労・公使折衝)

【舟橋部会長】

それでは部会を再開します。

改正金額は1,008円です。引上げ額は45円となります。この金額でよろ

しいでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【舟橋部会長】 それでは、改正金額 1,008 円を当部会の結論といたします。本審石川地方最低賃金審議会に提出します部会報告書案を準備いたしますので、準備が整うまで、しばらくお待ちください。

事務局は、部会報告書案を配付し、読み上げてください。

(部会報告書(案)配付)

【事務局】補佐 それでは読み上げをさせていただきます。

案

令和6年10月28日

石川地方最低賃金審議会、会長栗田真人殿

石川地方最低賃金審議会、石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会、部会長舟橋秀明

石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年8月27日、石川地方最低賃金審議会において付託された石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重かつ真摯に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。読み上げは省略させていただきます。

別紙

石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

石川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業

- (2) 民生用電気機械器具製造業
- (3) 電子応用装置製造業
- (4) 情報通信機械器具製造業
- (5) (2)又は(3)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (6) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(4)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う巻線、組線、かしめ、取付け、包装又は箱詰め
の業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,008円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月31日

【舟橋部会長】 この部会報告書案でよろしいでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【舟橋部会長】 ありがとうございます。それでは、この部会報告書を本審会長あて提出することといたします。

なお、8月27日に開催されました石川地方最低賃金審議会において、全会一致で結審した場合には、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、部会の決議をもって本審議会の決議とすることと議決されておりますので、この部会の決議をもって答申となります。

事務局は部会報告書と同一内容の答申文を作成し配付してください。

(答申文を配付)

【舟橋部会長】 答申文の内容は、審議会長あての部会報告書と同一のものでありますので、読み上げは省略ということによろしいでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【舟橋部会長】 それでは、読み上げを省略します。
答申後の手続き等について事務局から説明してください。

【事務局】 補佐 この答申につきましては、本日、最低賃金法第 11 条の規定に基づき、石川地方最低賃金審議会の意見として公示いたします。

公示日の翌日から起算して 15 日間の公示を必要としますので、11 月 12 日火曜日まで公示することとなります。

この間に異議申出があった場合は、令和 6 年 11 月 18 日月曜日開催予定の石川地方最低賃金審議会本審において改めてご審議いただくこととなります。

【舟橋部会長】 事務局から、そのほかに何かありますか。

【事務局】 基準部長 最後にご挨拶させていただきたいと思います。本部会の決議を持ちまして、本審議会の答申とすると、ご答申を局長宛にいただきました。局長に代わりまして御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。10 月の 9 日から 3 回にわたって、熱心なご議論を頂戴いたしました。

この特賃はご案内のとおり、労使に皆様のコンセンサスお考えに基づいて議論をされ、決定されるべきものだという理念に、しっかり基づかれた誠実なご審議をいただけたものと思います。委員の皆様本当に御礼を申し上げます。ありがとうございます。双方お立場の違いがある中で、そういった理念を基にして乗り越えられたということで、非常にありがたいことだと思っております。私どもといたしましては、12 月 31 日が発効予定でございますので、諸手続きを滞りなく進めて、また金額の周知等にも努めてまいりたいと思います。忙しい中本当にありがとうございました。局長に代わり御礼を申し上げます。ありがとうございました。

【舟橋部会長】

全会一致取りまとめにご協力いただきまして、ありがとうございました。
以上を持ちまして、本専門部会を終了致します。